



不妊治療の助成金に関するご案内

助成金には以下の2種類があります。

「都道府県」が主導する助成金	
対象者	体外受精/顕微授精の方
限度額	1回25万円 (ステージにより異なる)
所得制限	730万円 * 給与所得後の金額から8万円を引いた金額の夫婦合算が730万円以下(税込所得の目安は約1000万まで)
内容	自費診療分のみ対象

「市区町村」が主導する助成金	
対象者	検査から助成する自治体から助成制度のない所まであり、市区町村により異なる
限度額	市区町村により異なる
制限	市区町村により異なる
内容	市区町村によっては保険診療分も可



↓ ↓
詳細はそれぞれの自治体に問合せください。

「助成金証明書の記入をご希望」の場合 次の3点を当院までご提出ください。

提出物	①治療期間中の領収書のコピー ②証明書(無記入のもの)*東京都の証明書は当院でもご用意しています。 ③書類『助成金証明書記入をご希望の方へ』 *P61の見本をコピーもしくはHPの書類ダウンロードよりご使用ください。
作成費用	1,000円(税別)
作成期間	2週間(2月3月は3週間)

※助成金証明書のご依頼は、原則、胚移植後妊娠判定が出てからご提出下さい。

助成金証明書記入をご希望の方へ

↓ 助成金の振込先口座のご名義人となる方をお書きください

フリガナ		フリガナ	
申請者氏名		配偶者氏名	
生年月日 (S・H 年 月 日 (歳))		生年月日 (S・H 年 月 日 (歳))	
診察券番号			

1. 申請対象となる日付はいつですか？

採卵日 H 年 月 日

移植日 H 年 月 日

助成金の申請は胚移植後妊娠判定が出てからご提出ください。ただし胚移植がない場合は採卵後にご提出ください。

2. 今回の助成金の申請先に該当するものに□して下さい

都道府県 市区町村

当院への提出書類

- 治療期間中の領収書のコピー 自費診療分のみ提出 対象の場合のみ保険分も提出
- 無記入の証明書
- 作成後、書類を郵送希望の場合は切手を貼った返信用封筒
- 本紙

当院使用欄

- 受付日 年 月 日
- お渡し 来院 郵(封筒OK)
- 作成料 1通 1,000円 2通 2,000円
- 代済 未収
- ご連絡 必要 不要

ご案内

- ・ 作成には2週間(2月3月は3週間)お時間をいただきます。
- ・ 作成費用は一部につき1,000円(税別)です。
- ・ 郵送でのお申込みも可能ですが、郵送事故の場合でも領収書の再発行は致しかねますため、宅急便や書留など履歴が残る方法をお勧めします。

受付者	作成者	確認者